

被災住家の修理支援制度

令和4年3月16日に発生した地震により被災し、住家の修理が必要になった方については、罹災証明書による被害判定に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

※下記の制度は、罹災証明書で非住家と記載された建物は対象となりません。

①応急修理制度（国制度）

対象者：大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊（全壊でも、修理して居住可能な場合は対象）

申請資格：経済的に困窮し、自費では修理ができない方（中規模半壊から準半壊の方）

修理対象：緊急に修理しなければ、日常生活に支障をきたす箇所。

（例：屋根、外壁、柱、床、基礎、上下水道管、衛生設備の補修・取替）

※内装に関する修理や家電製品、住家ではないものは対象外。

※上記箇所であっても、被害の程度が軽微なものは対象外。

支援内容：全壊～半壊…税込59万5千円以内、準半壊…税込30万円以内

※支援金は、申請者の依頼する修理業者に市が直接支払います。

受付期限：【申請期限】令和4年11月15日(火)まで / 【修理完了期限】令和4年12月15日(木)まで

※期限については、延長される場合があります。

その他：被害状況のわかる写真が必要となります。

申請先：本庁舎2階 建築住宅課 / 0248-22-1111（内線2274,2275）

②一部損壊住宅修理支援事業（県制度）

対象者：一部損壊

申請資格：経済的に困窮し、自費では修理ができない方

修理対象：緊急に修理しなければ、日常生活に支障をきたす箇所。

（例：屋根、外壁、柱、床、基礎、上下水道管、衛生設備の補修・取替）

※内装に関する修理や家電製品、住家ではないものは対象外。

※上記箇所であっても、被害の程度が軽微なものは対象外。

支援内容：上記の対象箇所の修理費が税込20万円以上の場合に、一律で10万円を支給。

受付期限：【申請期限】令和4年11月30日(水)

※期限については、延長される場合があります。

その他：被害状況のわかる写真（施工前、施工中、施工後）が必要となります。

申請時には、修理見積書（契約書）、領収書等が必要となります。

申請先：本庁舎2階 建築住宅課 / 0248-22-1111（内線2274,2275）

③被災者生活再建支援制度（国制度）

対象者：全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊（※半壊は解体した場合に限る）

支援内容：基礎支援金【全壊：100万円、大規模半壊：50万円】（半壊は解体した場合に限り100万円）

加算支援金【建設・購入：200万円、補修：100万円、賃貸住宅：50万円】

※上記は複数世帯の場合の支援額です。単身世帯の場合は上記金額の75%となります。

受付期間：【基礎支援金】令和5年4月14日(金)まで

【加算支援金】令和7年4月15日(火)まで

申請先：本庁舎1階 生活防災課 / 0248-22-1111（内線2702,2703,2704）

